

2021年6月22日制定
2022年6月8日改正
2023年7月1日改正

土木学会「インフラメンテナンス実践研究論文集」および 「インフラメンテナンス実践フォーラム」 投稿要領

1. 対象

インフラメンテナンスを効率的、効果的に実践していくために、実施主体や実施方法のしきみを工夫した実践例、新技術を導入した好事例が数多く報告されている。これらの取組みは、メンテナンスの手法やしきみ・制度を新たに提案したり、既存のものを改善したりすることで、これまでには達成できなかった効果を創出している点で、工学上、実用上の価値が高い。これらの事例について、一連のプロセスを客観的事実としてまとめるとともに、得られた成果の適正な評価と今後の課題や展望の示唆を論じたものを学術論文として広く公表することは、インフラメンテナンスを実践した好事例が国内外に展開される上できわめて有意義である。

そこで、以下のカテゴリーにおける取り組み事例や実践例を対象として、論文およびレポートを募集する。学術研究論文に加え、実用性、実効性の面でメンテナンスの品質向上や効率化、社会的認知度の向上等に寄与する論文、また、インフラメンテナンスに関わる創意工夫の実践例またはアイデア、課題、提言、研究、開発、調査、教育等で、情報の共有にふさわしいレポートも歓迎する。

A. 担い手と体制

－組織、市民参加（協働）、人材育成・教育、普及・啓発、倫理、など

B. 技術とプロジェクト

－技術開発、実験・試行、適用・導入、設計、リニューアル・更新、異分野協働、など

C. マネジメント

－メンテナンスシステム、ビジネスモデル、政策・法制度、予算、計画、経済効果、調達・契約方式、合意形成、減災・防災、BCP、アセットマネジメント、環境、国際展開など

◎対象インフラの例：

橋梁、トンネル・地下構造物（抗土圧構造物）、走行路（舗装、線路）、交通施設（道路、鉄道、港湾、空港、など）、河川・砂防、海岸・海洋、上・下水道、エネルギー・通信、農業水利施設、など

2. 原稿区分

原稿の区分および内容は以下の通りとする。

- 1) 論文（インフラメンテナンスの実践に関する創意工夫、実施事例、研究、開発、調査などで、有用性または新規性を有するもの）
- 2) 解説（インフラメンテナンスの実践に関する文献、資料等に基づいて、現行の理解の状態を総括的に論評、解説したもの）
- 3) レポート（インフラメンテナンスに関する創意工夫の実践例またはアイデア、課題、提言、研究、開発、調査、教育等で、情報の共有にふさわしいと思われるもの）

3. 投稿原稿

投稿原稿は以下の条件を満たすものとする。

- 1) 日本語または英語で書かれていること。
- 2) 未発表であること。
 - (1) 採否の判定は、取り組み内容や研究が実践的であることを重視する。
 - (2) 頁数は、論文および解説は4頁以上で原則として最大10頁、レポートは2頁以上で原則として最大6頁、とする。
 - (3) 執筆にあたっては、以下のサイトのテンプレートに従うこと。
(<http://committees.jsce.or.jp/jjsce/pform>)
ただし、和文の参考文献の英訳は不要、またレポートについては、英文概要は不要とする。
- (4) 投稿原稿のPDFファイルを作成し、原稿投稿専用頁（準備中）から投稿すること。
- (5) 著者数は8名までとし、投稿後の追加、削除は認められない。
- (6) 登載が認められた場合、著者は*登載料を負担すること。

*登載料は、論文および解説は2万2千円、レポートは無料とする。

ただし、2)に関しては、既に発表した内容を含む原稿でも、新たな知見や取り組み、評価などが加味され再構成された投稿原稿については、投稿を受け付ける。上記の新たな内容が加味されているかどうかの判断は、編集小委員会が行う。この判断を的確に行うため、既発表の内容を含む場合には、そのことを論文中で正確に引用すること。

登載となった論文および解説は「インフラメンテナンス実践研究論文集」に、またレポートは「インフラメンテナンス実践フォーラム」に、それぞれ集約してJ-stageに登録し、広く一般に閲覧可能となる。

3. 査読

査読は、以下の観点で実施する。

1) 論文および解説

- ① 実践的な内容であって、有用性や独創性が高く、他における実装による各種課題の解決、作業品質や効率の向上、将来の進展が期待できるもの。
- ② 特色のある内容で将来の進展につながる考察を含むもの。
- ③ 有用性、完成度、信頼度、新規性に対して十分評価できるもの。

2) レポート

査読は実施しない。ただし、登載の可否については、編集委員会での審議により決定する。また、登載可であっても、明らかにフォーマットが順守されていない、誤字脱字が多い等について、修正依頼を行う場合がある。

4. 著作権

著作権については、土木学会に帰属するので、登載が決定した場合には、土木学会に譲渡する。著作権に関する詳細については、「土木学会著作権に関する規則（平成 26 年 9 月 26 日施行）」を参照のこと。

付記

本要領は 2023 年 7 月 1 日以降に受け付ける原稿に適用する。

以上